

北部大阪都市計画地区計画の決定(箕面市決定)

北部大阪都市計画白島三丁目地区地区計画を次のように決定する。

1. 地区計画の方針

名 称	白島三丁目地区地区計画	
位 置	箕面市白島三丁目の一部	
面 積	約 1. 0 h a	
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	地区計画の目標	本地区は北側に戸建ての住宅地が形成され、良好な住環境を保持していることから、これと連担する戸建て住宅地の形成を図る。このため地区計画により建築物等の制限を定めることで、周辺と調和し、魅力を高め合うまちづくりを目指す。
	土地利用の方針	本地区の北側ではすでに良好な住環境の戸建て住宅地が形成されており、これと連担する戸建て住宅を主体とした土地利用を図る。
	地区施設の整備の方針	開発事業によって道路等が整備されるため、その機能・環境の維持・保全を図る。
	建築物等の整備の方針	建築物等の用途や規模および配置等の制限を定めることにより、ゆとりある落ち着いた住宅地の形成を図る。